

経営会議の内容

件 名	(仮称) 大和市介護保険地域密着型サービスの設備及び運営に関する基準条例の制定について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成24年 8月24日(金) 15:40 ~ 16:20 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、介護保険課長
提 出 理 由	第1次一括法及び第2次一括法の施行により、介護保険法が一部改正されることに伴い、(仮称) 大和市介護保険地域密着型サービスの設備及び運営に関する基準条例案を介護保険サービス審議会へ諮問するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 条例案では、介護施設の居室の定員と利用者へサービスを提供した記録の整備についてのみ、市が独自に厚生労働省令と異なる基準を定めるとのことだが、その理由は何か。 (所管部) 基本的には厚生労働省の基準は問題ないと捉えているが、県がこの2項目については、独自に定めることが望ましいと考えていることから、その考えを本市でも取り入れたものである。 ・ 近隣他市の動向について、大和市と同じ項目を独自基準で定めようとしている市はあるのか。 (所管部) 把握している中では、独自に基準を設けるとしている7市のうち、5市は大和市と同じ項目で独自基準を定める予定とのことであるが、残りの2市は現在、独自基準の内容について検討中とのことである。 ・ 介護施設の居室の定員を4人以下とすることは、大和市の地域の実情に沿った対応と言えるのか。また、記録の整備では県と市で記録する内容は違うのか。 (所管部) 居室については個室が望ましいとされているが、都市部では実際にその運用は困難である。また、多床室とすることで単純にサービスの低下を招くものではないという意見もあることから、居室の定員を4人以下とした。記録の整備については、県と市で内容は変わらない。 ・ 県では居室の定員を原則1人、例外2人、経過措置として4人まで認めるとのことである。県の方向性は個室を奨励するものなのではないか。 (所管部) 県は経過措置としているが、具体的な期限を設けておらず、方向性自体は多床室を容認するものである。大和市では独自基準として、しっかり条例に定めていきたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。